

4.公正・中立な米取引の場の整備

制度の変更点

新たな流通制度の下では、様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、その価格が他の取引の目安ともなるような公正・中立な取引の場を育成・拡充する必要があります。このため、これまで自主流通米の価格形成の場であった自主流通米価格形成センターを改組し、中核的な取引の場として、単なる価格形成の場から多様な取引を行う場として整備しました。

具体的には、

計画流通制度の廃止に伴い、これまでの「自主流通米価格形成センター」の名称を「全国米穀取引 価格形成センター」（以下「コメ価格センター」という）に変更し、同法人を「米穀価格形成センター」として指定しました。

入札取引に限定した規定を改め、業務規程で定める取引（日常的取引 用語解説参照）も行うことができるようになりました。

これまでの食糧法に基づく登録業者に限った取引参加資格の規定を見直し、一定の資力信用等を有する者であれば取引参加を可能とすることで、多くの方が売買取引に参加することができるようになりました。

新旧比較

	旧	新
取引参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧法に基づく登録出荷取扱業者又は登録販売業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正食糧法に基づく届出事業者又は実需者 ・原則として 過去3年間の決済が債務超過となっていない者 ・最近1年において、 10玄米トン以上の米穀の取扱実績を有する者 等
取引方法	<ul style="list-style-type: none"> ・入札取引 ・入札取引に附帯する取引（早期米取引、高品質米取引等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本取引（これまでの入札取引と同じ取引） ・基本取引に準じる取引（一時的な上場に対応した取引） ・日常的取引（日々の需給変動に対応した取引）
上場計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の集荷数量の産地品種銘柄を対象に義務上場 ・制度として年間上場計画を提出 ・1回当たり200トン以上の上場 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務上場制の廃止 ・自主的ルールとして出来秋に年間上場計画を提出 (出来秋に計画を提出しなかった者でも一定条件の下で上場を受付) ・1回当たり200トン未満(3車以上)での上場も可能
希望価格の上限価格	<ul style="list-style-type: none"> ・希望価格の上限価格を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望価格の上限価格を廃止(16年産から実施)
公正な取引確保	<ul style="list-style-type: none"> ・未措置 ・未措置 ・入札取引当日に取引監視委員会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・不公正な取引等の事例を取引関係者に周知 ・取引参加者からの通報等による情報収集 ・入札取引当日以外に定期的な取引監視委員会の実施
代金決済	<ul style="list-style-type: none"> ・自主流通法人子会社が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの代金決済機関に加え、 コメ価格センター自らも実施

コメ価格センターで行われる売買取引の概要

1 取引参加者

一定の資力信用等を有する生産者・出荷事業者・販売事業者及び実需者等の取引参加が可能です。

2 取引方法

以下に示す売買取引を実施します。

- ・基本取引 年間を通じて安定的に上場される米穀を対象に定期的な実施される入札取引
- ・基本取引に準じる取引 新規に上場する銘柄の評価など一時的な上場等に対応して定期的な実施される入札取引
- ・日常的取引 インターネット等を用いて日常的に実施される取引

3 年間上場計画の提出

義務上場制を廃止し、自主的なルールとして、売り手が出来秋に年間上場計画をコメ価格センターに提出することにより、買い手が計画的に米を買えるようにしました(ただし、出来秋に計画を提出していない者であっても、上場しようとする日の1ヶ月前までに、それ以降の入札販売数量を提出すれば、基本取引への上場は可能となります)。

4 公正な取引の確保

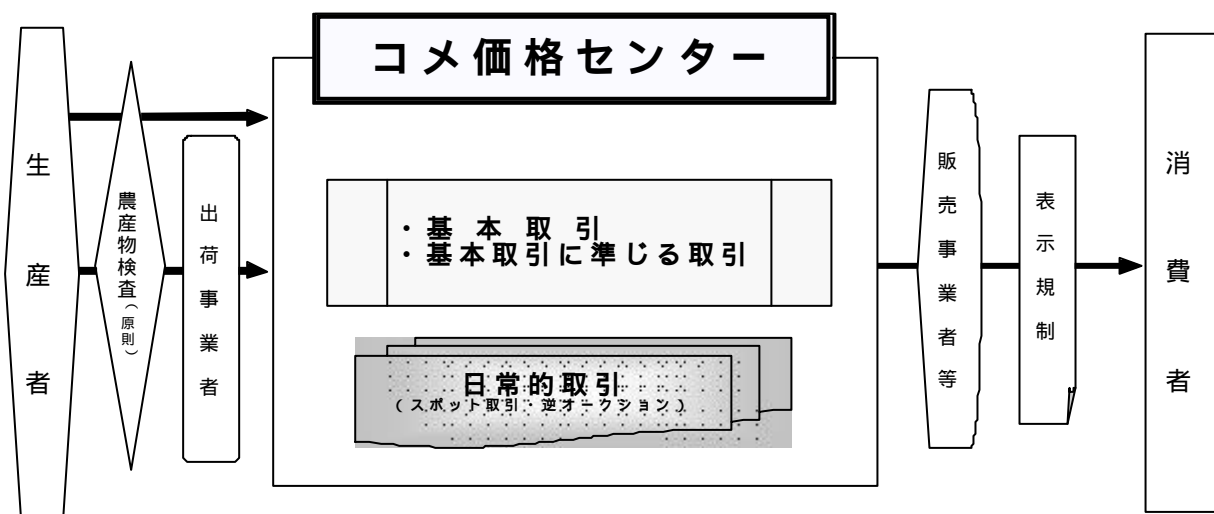
取引の公正性を確保するため、

- ・不公正な取引の事例を周知させます。
- ・取引参加者からの通報を受け付ける窓口の設置等により不公正な取引等に関する情報収集を行います。
- ・基本取引実施当日の取引監視委員会の開催以外に定期的取引監視委員会を実施します。

5 代金決済

新たな取引参加者の利便に資するよう、これまでの代金決済機関に加え、コメ価格センター自らも代金決済事務を実施します。

新たな米取引の場のイメージ



経過措置

- 希望価格の上限となる価格については、平成15年産取引の間はこれまでどおりとします。
- 平成15年産については、既に提出された年間上場計画により上場していただきます。

用語解説

日常的取引（スポット取引・逆オークション）とは？

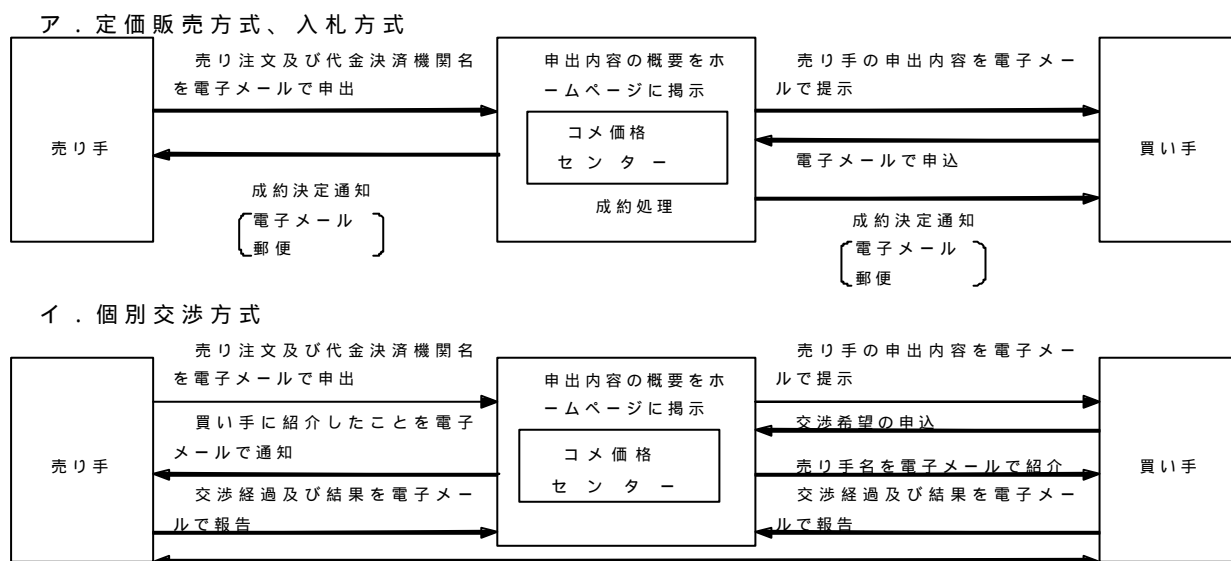
（スポット取引）

売り手が、需要の変化等に対応して、詳細な取引条件を提示し、買い手がすぐに必要な玉を手当てできる取引です。

（逆オークション）

一般のオークション（入札・せり）は、売り手側が商品を提示し、それに対して買い手が応札しますが、それとは逆に買い手が希望する購入条件（数量・価格・品質等）を提示し、それに対して売り手が応札し、買い手にとって最も好条件なものを応札した売り手が商品を販売する取引です。

○ 日常的取引のイメージ（スポット取引の場合）



逆オークションの場合は、以上と同様な方法で ^{交渉} 買い手が取引条件を提示することになります。

取引監視委員会とは？

運営委員の中から選任された、中立的立場の関係者によって構成された委員会であり、コメ価格センターにおける売買取引の監視、その他コメ価格センターにおける公正な米穀の売買取引の確保のため、不公正な取引と確認された事案について必要な処分内容を議決する機関です。

希望価格とは？

売り手が、これ以上の平均落札価格で売りたいと申し出た価格のことです。